平成29年4月発行追補版

[](http://4.bp.blogspot.com/-1p3dQt8cpqA/U5l6H_0VP8I/AAAAAAAAhZE/QszKqbrd3DU/s800/tennyo.png)鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成28年11月24日発行 第4版　以降の改訂内容をお知らせします。

第4版のパンフレット及び裏面と併せてご覧ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **◎掲載情報に変更がありました。** | | | |
| 23  ﾍﾟｰｼﾞ | 変更前 | | |
| ８-1  中山間地域共同施設の災害復旧事業に係る助成 | 被災した中山間地域の共同施設の復旧に対し、市町村が負担する額の一部を単県事業で助成します。  ①単県事業  ・補助率　各市町村が決定  ・県は市町村負担額の１/２を市町村に助成  （最大３０万円／件）  ※中山間地域に限らず、市街地域の共同施設への適用範囲拡大について現在検討中。 | 技術企画課  電話：  0857-26-7368  FAX：  0857-26-8189  Ｅ-mail：  gijutsukikaku  @pref.tottori.jp |
|  |  |  |
| 変更後 | | |
| ８-1  地域共同施設の災害復旧事業に係る助成 | 被災した地域の共同施設の復旧に対し、市町村が負担する額の一部を単県事業で助成します。  ①単県事業  ・補助率　各市町村が決定  ・県は市町村負担額の１/２を市町村に助成  （最大３０万円／件） | 技術企画課  電話：  0857-26-7368  FAX：  0857-26-8189  Ｅ-mail：  gijutsukikaku  @pref.tottori.jp |

※変更点：対象地域は、中山間地域に限らず、県内全域となります。